

児童生徒・保護者向けFAQも参照の上、各学校で適切な対応をお願いします。

令和7年10月
徳島県教育委員会

生成AI利用に関するFAQ(教職員向け:第2版)

生成AIが急速に普及し、教育現場でもその活用方法が模索されています。校務や授業に活用することで、教員の負担が軽減され、学習活動の充実も期待できます。一方で、プライバシーや著作権、情報の正確性といった課題も懸念されています。

文部科学省は2024年12月、これまで暫定版としていた初等中等教育向けの生成AI利活用ガイドラインを改訂し、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」(以下、新ガイドライン)を公表しました。

➤ 新ガイドライン https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html

Q1 新ガイドラインの主な変更点は?

A 新ガイドラインは生成AI利活用の目的を明確に示し、利用者ごとに必要な対応を整理しました。

暫定版と新ガイドラインの主な変更点

- 「人間中心の原則」を示した上で、生成AIは学習や指導を補助するためのツールとして位置付け、高度専門職である教員としての役割の重要性を強調
- 生成AIを使う具体的な場面や主体ごとの活用例と留意事項を明確化
- 著作権、プライバシー、セキュリティ、バイアスなどのリスクを具体的に示し、リスク軽減のための技術的・運用的対策も掲載
- 利用者が教職員と児童・生徒の場合でそれぞれ別のチェックリストを用意
- 利活用を進めるために必要な研修教材や事例集を参考資料として追加

Q2 生成AIに対する基本姿勢や考え方?

新ガイドラインP3、8より

A AI時代を生きる子供たちが生成AIをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、生成AIの学校における利活用は、そのための助けになり得るものです。

基本的な考え方として、「人間中心の利活用」と「情報活用能力の育成強化」という2つの柱が掲げられています。生成AIを有用な道具として捉えつつも、人間が判断し責任を持つことの重要性や、児童生徒を見取る教師の役割がより重視されることが強調されています。

また、生成AIを使いこなすための能力を、各教科などの学習の過程における指導の中で意識的に育てていく姿勢が重要であるとされています。

県教育委員会は、教職員が生成AIの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、生成AIを積極的に利活用することを推奨しています。最新のトレンドを追うことや高度な活用を目的とするのではなく、社会で使われているツールの実際を知ることで、生成AI活用の最初の一步を踏み出し、日々の教育活動のアップデートに生かしてください。

別紙 3

Q 3 生成 AI の利活用が考えられる例は？

新ガイドライン P14、18 より

A 新ガイドラインでは、次のとおり例示されています。(一部抜粋)

教職員による校務での利活用例**児童生徒の指導にかかる業務への支援**

【授業準備】児童生徒による授業の感想の集約を行う

授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する

【部活動】過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成

【生活指導】児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

学校の運営にかかる業務への支援

【教務管理】時間割・授業時数案を作成する

【学校からの情報発信】各種お便り（学年・学級により、給食により、保健により等）

【校内研修】研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

外部対応への支援

保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する

外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

学習場面において利活用が考えられる例

- ・ 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- ・ グループの考えをまとめる、アイディアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
- ・ 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する

情報技術を日常の校務等に活用しつつ、教師自身が新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことが、教育活動で適切に利活用する素地を作ることにも繋がります。

➢ リーディング DX スクール生成 AI パイロット校の取組事例

<https://leadingdxschool.mext.go.jp/achieve/ai/>

ホームページ内の「指定校実践事例・動画」では、学習場面での利活用や校務での利活用と種別、学年や教科によって絞り込み検索することも可能となっています。

Q 4 校務や学習場面で利用したいと考えています。学校設置者のルール等は？

A 生成 AI の学校での利用に当たっては、学校設置者のルールに従う必要があります。例えば、徳島県の県立学校での利用のルール概要は次のとおりです。

【徳島県立学校の教職員利用のルール概要】(令和7年10月現在)

県教育委員会は、教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解し、生成された内容の適切性を判断できる範囲内での利用を前提として、校務処理および授業等の教育活動における生成 AI の校務系・学習系ネットワークを介した利用を許可します。包括的に認めているのは、教育用アカウントでサインインした Gemini、NotebookLM、Copilot の3つです。

別紙 3

Q 5 教職員が校務で利活用する際の全般的な留意事項は？

新ガイドライン P24 より

- A 生成 AI を学校現場で利活用する際に押さえておくべきポイントを整理したチェック項目を参考にしてください。

教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- プロンプトに個人情報を入力していないか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

Q 6 生成 AI を利用すると、個人情報が流出するのでは？

- A 生成 AI に入力したプロンプトや入力したデータ等の情報は、生成 AI の機械学習のために利用されることがあります。しかし、生成 AI にプロンプトやデータなどで個人情報を入力しない限り、個人情報が流出することはありません。取り扱う情報が学校設置者の情報セキュリティポリシーに基づき適切であることを確認した上で入力するようにしましょう。

また、県教育委員会が「機械学習されない」ことを確認済みの県域教育アカウントを用い、使用が認められたサービス（Gemini、NotebookLM、Copilot）を利用して下さい。

（市町村立学校等については、学校設置者のルール等を確認してください。）

Q 7 著作権に関する留意点は？

新ガイドライン P11、12 より

- A 生成 AI においては、既存の著作物と類似した生成物が生成される可能性があり、そのような生成物の利用の態様によっては著作権侵害が生じるリスクがあります。
- ・ 授業で教師や児童生徒が使用・作成したものが既存の著作物と同一または類似していても、授業の過程で利用する場合は、著作権法第 35 条により許諾なく利用可能です。
 - ・ 既存の著作物と同一又は類似のものを学校のホームページにアップロードしたり、学級通信や職員会議に利用したりするなど、授業目的を超える利用には著作権侵害となる可能性があります。
 - ・ キャラクター名などの特定の固有名詞を入力して、既存の著作物と類似したものを見た生成は行わないことが望ましいとされています。

➤ 文化庁の「著作権テキスト」や「AI と著作権」を参考にしてください。

「著作権テキスト」<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/index.html>
 「AI と著作権」<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

別紙 3

Q 8 児童生徒に生成 AI を活用させたいと考えています。どのような手続きが必要？

- A 生成 AI の学校での利用に当たっては、学校設置者のルールに従う必要があります。徳島県の県立学校での利用のルール概要は次のとおりです。
(市町村立学校等については、学校設置者のルール等を確認してください。)

【徳島県立学校の児童生徒用のルール概要】(令和7年10月現在)

教職員が校務処理で生成 AI を活用しており、授業等での指導も可能であると所長が判断した場合、利用を許可します。「児童生徒による生成 AI 利用申請書」(様式1) を用いて、県教育委員会へ報告してください。

学校設置者のルール等に加え、利用する生成 AI サービスの利用規約にも従う必要があります。生成 AI サービスの利用規約では、生成 AI の利用を 13 歳以上に限るとしていたり、未成年の場合は保護者の承諾を必要としていたりします。

【参考：生成 AI サービス利用規約】(令和7年10月現在)

- [Gemini \(Google 社\)](#)
教育アカウントを使用する場合、年齢制限なく利用できる。
- [NotebookLM \(Google 社\)](#)
教育アカウントを使用する場合、年齢制限なく利用できる。
- [Copilot \(Microsoft 社\)](#)
教育アカウントを使用する場合、13 歳以上。
- [ChatGPT \(OpenAI 社\)](#)
13 歳以上。18 歳未満の場合、親権者または法的後見人の許可を得る必要がある。
※ 頻繁に変更されるリスクがあるため御確認ください。
※ 参考として、前回（令和7年3月）の新旧対照表を8ページに掲載しています。

Q 9 小学校段階の児童が直接利活用することについては？

- A 小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達段階や情報活用能力の育成状況を踏まえ、慎重に進める必要があります。

小学校下学年においては、児童が直接入力するのではなく、教員が操作・提示する「提示型利用」が考えられます。これは「生成 AI 自体を学ぶ場面」にあたり、生成 AI との対話内容を教員が提示することで、児童が生成 AI の基本的な仕組みや特徴に気づく機会とすることが想定されます。

小学校上學年以降では、読解力や批判的思考が育ち始めるところから、限定的に児童自身が操作する「体験型利用」の導入が考えられます。これは「生成 AI の使い方を学ぶ場面」にあたり、生成 AI を「対話的なパートナー」として活用し、児童が自らの思考を深めたり、創造的な表現力を養ったりすることが期待されます。この際には、出力が本当に正しいかを検証する活動（ファクトチェック）を組み込み、教員が関与して指導することが前提となります。

また、学校外での利用の可能性も踏まえ、保護者に趣旨を周知し、理解と協力を得ることが不可欠です。

(市町村立学校等については、学校設置者のルール等を確認してください。)

別紙 3

Q 1 0 同意が得られなかった児童生徒への対応は？

- A 児童生徒の生成 AI の利用に当たっては、児童生徒本人（サービスによっては保護者）の利用規約への同意が必要です。同意を得られない児童生徒がいる場合、一斉学習やグループ学習の中で利用するなど、授業方法の工夫などの対応が考えられます。

Q 1 1 児童生徒が学習場面で利活用する際の全般的な留意事項は？

新ガイドライン P25 より

- A 生成 AI を学校現場で利活用する際に押さえておくべきポイントを整理したチェック項目を参考にしてください。

児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)
- 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか
- 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解しているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか

Q 1 2 児童生徒の家庭学習（宿題）等への対応は？

新ガイドライン P20 より

- A 従前から行われてきたような形で、読書感想文や日記、レポート等を課題として課す場合、外部のコンクールへの応募等を推奨したり、課題として課したりする場合には、次のような留意事項が考えられます。

課題に関する留意事項について

- ・ レポート等の課題では、自分自身の経験や学習活動を踏まえた記述になっているか、事実関係に誤りがないかといった評価の視点を予め設定する。
- ・ 学習評価に反映させる場合は、クラス全体やグループ単位等での口頭発表の場を設けるなど、学んだ内容が自分のものになっているかを確認する活動を取り入れる。
- ・ 生成 AI を想定していないコンクールの作品やレポート等について、そのまま応募・提出することが不適切又は不正な行為にあたり、自分のためにならないことを指導する。
- ・ 課題研究の過程では、自ら作成したレポートの素案に不足する観点を補うために生成 AI を活用することが考えられるが、その際には情報の真偽を確かめ（ファクトチェック）、最終成果物に生成 AI とのやりとりの過程を参考資料として添付させる。
- ・ 生成 AI による修正をたたき台とし、自ら推敲を重ねた結果を提出させる。
- ・ 生成 AI ツールの名称、入力したプロンプト、出力内容、日付などを明記する。

別紙 3

Q 1 3 児童生徒が生成 AI を使ったら、考える力が身に付かなくなるのでは？

A インターネットが学校で使われ始めた当初、Web 検索によって簡単に知識を得られることに対する懸念がありました。しかし現在では、児童生徒の学習や教職員の教材研究に欠かせない道具となっています。情報を収集し、整理・分析して活用する力は、児童生徒だけでなく教員にとっても重要な情報活用能力の一つです。

これは生成 AI にも当てはまります。単に使用を避けるのではなく、そのメリット・デメリットやリスクを正しく理解させ、適切に活用できる情報活用能力を育むことが重要です。また、生成 AI に頼るのではなく、児童生徒が自ら考え、判断する力を養うための授業づくりを進めていくことが必要です。

「生成 AI 自体を学ぶ場面」「使い方を学ぶ場面」「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面」を組み合わせたり往還したりしながら、情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や学びに生かす力を高め、「日常使いする（生成 AI を検索エンジン同様に普段使いする）」ことも視野に入れていくことが考えられます。

Q 1 4 学校現場で生成 AI を児童生徒が使う際に注意すべきことは？

新ガイドライン P28 より

A リスクや懸念の存在が直ちに生成 AI の利用を妨げるものではなく、スマートフォン等が広く普及し、既に一定数の児童生徒が学校外で生成 AI に触れているとの指摘もある中においては、リスクを正しく認識した上で、学校現場において正しく向き合っていくことが重要であるとされています。

学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例 (一部抜粋)・ AI に人格があるかのように誤認するリスク

生成 AI は流暢な文章やコンテンツを生成することが可能であり、また人間のコミュニケーションと遜色ないスピードで反応するレベルに到達している。児童生徒が、人間のように振る舞う AI に触ることで、AI に人格があるかのように誤認するリスクがある。

・ 資質・能力の育成に悪影響を与えるリスク

学習活動の目的や育成したい資質・能力を十分に意識しないままに、安易に生成 AI を児童生徒の学習活動に導入することで、AI に依存したり、AI の答えを鵜呑みにしたりするなど、目的に即した必要な学習過程が省略されてしまい、資質・能力の育成に繋がらないリスクがある。

・ バイアスの存在とそれによる公平性の欠如

生成 AI は既存の情報に基づいて回答を作るため、その答えを鵜呑みにする状況が続くと、既存の情報に含まれる偏見を增幅し、不公平及び差別的な出力が継続・拡大する可能性がある。

・ 機密情報や個人情報に関するリスク

生成 AI サービスでは、入力された機密情報や個人情報が、生成 AI の機械学習に利用されることがあります。他の情報と統計的に結びついた上で、また、正確又は不正確な内容で、生成 AI サービスから出力されるリスクがある。

※検索エンジンに組み込まれた AI 機能の注意点

検索エンジンに AI 機能が組み込まれている現状では、児童生徒が無自覚に生成 AI 出力に接触する機会が増えています。検索結果に表示される生成 AI の回答を閲覧するだけなら「接触」とみなし手続きは不要ですが、その内容を転記・要約・再構成して提出物等に活用する場合は「利用」となります。

別紙 3

Q 1 5 生成 AI が作った文章をそのまま提出する行為は？

- A 生成 AI の出力をそのまま提出する行為は、不適切であり、評価基準によっては不正行為に該当します。学びの過程を省略し、児童生徒の主体的な表現や思考を妨げるためです。学校においては、学習の過程を重視する観点から、次のような工夫が望まれます。
- ・単なるレポート提出にとどめず、口頭発表やグループ発表を行わせ、自分の言葉で説明できるかを確認する。
 - ・生成 AI とのやり取りの過程（どのような指示を出したか等）を参考資料として添付させる。
 - ・自身の体験や考えと結び付けて記述させる。

Q 1 6 児童生徒が生成 AI の利用で困ったり不安を感じたりする場合は？

- A 児童生徒が生成 AI の利用で不安を感じたり予期せぬ出力に戸惑ったりすることは想定されます。そのため、学校現場においては、最初の指導段階から「困ったときはすぐに信頼できる大人に相談すること」を繰り返し伝えることが重要です。

Google が提供する「小中学生のための Gemini パスポート」においても、生成 AI を安全に使うための 5 つのルールとして以下の 5 点が示されています。

- ・本当に正しいか、確かめよう！（ファクトチェック）
- ・個人情報、教えないで！（プライバシー）
- ・人の作品を大切にしよう！（著作権・知的財産権）
- ・頼りすぎない！自分で考えよう！（AI はアシスタント）
- ・もし困ったら、大人に相談しよう！（相談・連携）

Google : 小中学生のための Gemini パスポート https://services.google.com/fh/files/misc/gemini_passport_for_students.pdf

この「大人への相談習慣の確立」は、児童生徒が安心して生成 AI を利用するためのセーフティネットとなります。

各学校におかれましては、児童生徒が一人で悩まず、安心して教職員や保護者に相談できるよう、信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを大切にしてください。学校と家庭が連携して児童生徒を支えることが、生成 AI 時代における安全な学びの基盤となります。

Q 1 7 情報活用能力が大事だと言うが、基礎的な学力の方が重要では？

- A 基礎的・基本的な学力の定着が重要であることは、これまでと変わりありません。そのうえで、学習指導要領では、これからの時代に必要な資質・能力として「情報活用能力」を学習の基盤に位置づけています。

生成 AI の登場により、社会で必要とされる力は、単に知識を習得することにとどまらず、生成 AI が output した情報を正しく理解・評価し、自分の考えを形成して議論や表現に活かす力へと変化していくと専門家も指摘しています。

したがって、学校においては生成 AI を、基礎学力を補強し、より深い学びへとつなげる人間の力を補助・拡張する道具として活用し、双方を育成していくことを推進しています。

別紙 3

Q 18 本県が利用を進める理由は？

A 自治体によって方針は異なりますが、本県は国のガイドラインにある「リスクがあるから禁止する」のではなく、「リスクを正しく認識して向き合うことが重要」という考え方に基づいています。

スマートフォン等の普及により、児童生徒が学校外で生成 AI に触れる機会は増えています。本県では、無秩序な利用を放置するのではなく、学校で教員の指導のもと安全な使い方を学ばせ、AI 時代に必要な情報活用能力を育むことを重視しています。

なお、利用にあたっては学校長の判断と保護者の同意を必須とし、発達段階に応じて慎重に活用を進めてまいります。

Q 19 教員ごとに生成 AI に関する指導力に差があるのでは？

A 県教育委員会では、すべての教員が生成 AI を適切に指導できるようにすることを推進しています。そのため、教職員向け研修を実施するとともに、県が安全性を確認した Gemini 等のツールを校務で積極的に活用することを推奨し、教員が日常的に AI に触れながら知識と技能を高められるよう支援しています。

さらに、児童生徒が授業で生成 AI を利用する際には、事前に校内研修を行い、全教職員で指導方針を共有したうえで、申請を経て実施することとしています。
(市町村立学校等については、学校設置者のルール等を確認してください。)

Q 20 国のガイドラインや、AI と著作権について知りたいときは？

新ガイドライン P29、30 より

- 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)
https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf PDF:2.4MB
 【概要 1 枚】 https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_002.pdf PDF:506KB
 【概要資料】 https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf PDF:708KB
- 文部科学省等は実施してきた研修や利用可能なコンテンツ等の例を掲載しています。
 生成 AI に関する教員向け研修動画シリーズ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02507.html
 生成 AI の利用に関するオンライン研修 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02476.html
- Google : 小中学生のための Gemini パスポート https://services.google.com/fh/files/misc/gemini_passport_for_students.pdf

参考 新旧対照表（令和 7 年 10 月時点）

サービス名	旧記載内容（令和 7 年 3 月時点）	新記載内容（令和 7 年 10 月現在）
Gemini (Google 社)	個人のアカウントの場合、13 歳以上。 学校用の Google アカウントの場合、13 歳以上であり、機関の管理者によってサービスの利用が有効にされていること。	教育アカウントを使用する場合、年齢制限なく利用できる。
NotebookLM (Google 社)	記載なし。	教育アカウントを使用する場合、年齢制限なく利用できる。
Copilot (Microsoft 社)	18 歳未満はまだ資格がありません。	教育アカウントを使用する場合、13 歳以上。
ChatGPT (OpenAI 社)	13 歳以上。18 歳未満の場合、親権者または法的後見人の許可を得る必要がある。	13 歳以上。18 歳未満の場合、親権者または法的後見人の許可を得る必要がある。